

農業委員会の必置規制の堅持を求める意見書

地方分権改革推進委員会が平成19年11月に決定した「中間的な取りまとめ」の中には、農業委員会の必置規制を廃止すべきとの指摘が含まれています。

しかし、この指摘は、農業者の公的代表である農業委員会の機能を否定するものであり、農地政策の見直しなどで期待されている担い手への農地利用集積等の役割が果たせないばかりでなく、農地法等に基づく処分において全国的な公平性の確保が困難になるおそれがあります。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

記

- 1 農業委員会の必置規制を堅持すること。
- 2 農業委員会の体制整備と予算確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月19日

上田市議会議長 土 屋 陽 一